



島根県報

平成25年 2月19日 (火)

号外 第 1 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月19日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

島根県教育委員会規則第 1 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条の 2 第 3 項中「第18条第 1 項」の次に「及び第 2 項第 3 号」を加え、「及び同条第 2 項第 2 号」を「並びに同条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第29条の10第 1 号並びに第29条の12の 4 第 2 号」に改め、「並びに第29条の10第 1 号に規定する自動車等を使用する距離」を削る。

第29条の10第 1 号中「自動車等を使用する距離」を「自動車等の使用距離」に改める。

第29条の12の 4 を次のように改める。

第29条の12の 4 条例第18条第 3 項及び第 4 項の県教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると県教育委員会が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2 第 3 項中「第10条第 1 項」の次に「及び第 2 項第 3 号」を加え、「及び同条第 2 項第 2 号」を「並びに同条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第12条の10第 1 号並びに第12条の11の 5 第 2 号」に改め、「並びに第12条の10第 1 号に規定する自動車等を使用する距離」を削る。

第12条の10第 1 号中「自動車等を使用する距離」を「自動車等の使用距離」に改める。

第12条の11の 5 を次のように改める。

第12条の11の 5 条例第10条第 3 項及び第 4 項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第3項中「第20条第1項」の次に「及び第2項第3号」を加え、「及び同条第2項第2号」を「並びに同条第2項第2号及び第3号、第36条の10第1号並びに第36条の11の5第2号」に改め、「並びに第36条の10第1号に規定する自動車等を使用する距離」を削る。

第36条の10第1号中「自動車等を使用する距離」を「自動車等の使用距離」に改める。

第36条の11の5を次のように改める。

第36条の11の5 条例第20条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。